

仙高裁総第979号
令和5年12月20日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

仙台高等裁判所長官 菅 野 雅 之

調停運営協議会の協議結果について

(7月21日付け民二第1862号に対する報告)

標記の協議結果の要旨は別添のとおりです。

令和 5 年度調停運営協議会協議結果要旨

第 1 民事及び家事共通問題

1 協議問題 1 について

(1) 利用者のニーズについて

利用者のニーズには、大きく分けると内容の正当性（調停案の納得性）及び手続の正当性（適正な納期による手続運営）の二種類があり、それらのニーズを踏まえ、調停運営改善のための取組を継続していく必要があることについて認識を共有した。

(2) 評議の充実について

各庁ともにその実情に応じて評議を積極活用し、進行や解決の方向性等について認識を共有していた。書記官同席のもと全件事前評議を行う取組のほか、中間評議が必要な場面では評議メモを活用して、当事者の待ち時間短縮を図る工夫例も紹介された。

(3) メリハリのある期日進行について

第 1 回期日の冒頭に、裁判官が当事者に対して調停制度の説明をすることにより、当事者が調停に真摯に向き合うようになったとの意見が出された。また、調停時間の目安設定については、調停室の机上に調停終了時間の目安を表示しておく取組や、進行をタイムシートに記載して、聴取時間が一方に偏っていないかを確認する取組が紹介された。そのほか、事案に応じて期日の複数指定を行うといった工夫例や、ホワイトボードを利用して、当事者の主張や争点を可視化する取組が紹介された。

(4) 期日間準備の充実について

期日を充実させるためには、書記官と連携しての書面の提出管理が重要であるとの意見が出された。次回までの準備事項は必ず書面に記載して当事者へ交付するなど、各庁で様々な工夫がなされていた。

(5) 調停委員の能力向上及び心理的負荷の解消について

調停委員の能力向上を図るため、①事件種別ごとのフローチャートの活用、②定期的な研修会や意見交換会の実施、③新任調停委員に対する組織的なOJTの実施など、各庁ともに様々な工夫をしていた。また、調停委員が抱える心理的負荷を解消するため、ベテラン調停委員が経験談を講演したり、対応が困難な当事者への対応方法やストレス発散方法について意見交換する場を設ける取組も紹介された。

(6) 職種間連携について

裁判官、調査官及び書記官との連携強化に努める必要があるほか、調停委員同士のコミュニケーションも重要であるとの意見が出された。調査官との連携については、調査官に関与してもらうことで問題解決の糸口を掴むことができるため、幅広く調査官の関与を意見具申することが有益との意見が出された。書記官から提供される期日間の当事者とのやり取りの情報が、調停運営に非常に役立っているとの意見も出された。

(裁判官のコメント)

- ・ 評議を充実させて関係職種が認識を共有することが重要である。書面の提出期限を定めるに当たっても、その期間が合理的かどうか検討すべきであり、そうした検討の基礎となるのが評議である。調停が漂流しないよう、「評議」がアンカーポイントとなって、調停を運営、進行させていく必要がある。そして、この評議も、各庁の実情や事案に応じて全件評議、選別評議、書面評議などメリハリをつけて行うことが肝要である。遠慮なく裁判官に評議を求めていただきたい。
- ・ 利用者からは適時適切に解決案を提示してほしいというニーズがあるので、調停委員においては、経験や専門的知見に基づくアドバイスや解決案を積極的に提示していただきたい。

(参列員等のコメント)

- ・ 書記官は、調停委員会との間で進行や方向性等の認識を共有することで、適

切な進行管理をすることができる。また、期日間の書記官と当事者とのやり取りの情報は、危機管理の意味も含めて重要であるため、引き続き書記官との連携強化に取り組んでいただきたい。

- ・ 家庭局から令和5年10月に送付された「各庁の実情把握結果の概観」という資料に、各職種の役割、職種間連携の在り方や課題がまとめられているので、ぜひ内容を確認して役立てていただきたい。調査官との連携については、調査官の役割や機能がまだ十分に浸透していない面もあるが、適時適切に調停に関与していきたいので、幅広に関与の意見具申をしてもらいたい。
- ・ 調停委員会と当事者との間で、期日で確認した事項及び次回までの準備事項等を毎回確認し、調停の現在地の認識を共有することが重要であり、それが当事者の納得感にもつながると思われる。

2 協議問題2について

- ・ 各庁ともに新たな秘匿制度について運用要領を作成し、調停委員に対する説明会を実施するなどしていたが、未だ申立事例がない庁が多かった。
- ・ 秘匿情報及び推知情報を漏洩しないためには、直接当事者と接する調停委員が制度趣旨をよく理解すること、事前評議を含めた職種間での確実な情報伝達が重要であることについて認識を共有した。また、調停室内での情報管理が重要であり、当事者との会話の中で秘匿情報や推知情報を漏らすことがないように十分留意するほか、手元の資料についても当事者の目につかないように配慮し、当事者から直接提出される書面の内容にも留意すること、期日において当事者から秘匿や非開示の申出があった場合には、直ちに書記官に連絡し、書記官から確実な手続教示を行ってもらうことが重要であるとの意見が出された。

(裁判官のコメント)

- ・ 家事調停は、秘匿制度と非開示希望申出制度の二本立てという複雑な運用であるため、裁判所全体で適正に運用していくためにも、経験のある委員から経験の浅い委員に知識や経験を伝承していただきたい。

(参列員等のコメント)

- ・ 評議をきちんと行い、秘匿情報及び推知情報の認識を確実に共有することが重要である。新たな秘匿制度は当事者主導の制度設計になっているが、秘匿情報及び推知情報が漏洩することで当事者の生命や身体に危害が及ぶ可能性があるため、それらの情報を含む資料は不必要に提出させないこと、確実にマスキング処理して提出させることが必要であり、その教示のためにも書記官との連携が重要である。
- ・ 家事調停では、当事者に「非開示希望情報確認シート」を交付し、当事者が自ら責任を持って裁判所に非開示の希望を伝える必要があることを事前に説明する運用を行っているが、中には書面による説明を理解できない当事者もいるので、調停の席上で非開示希望の情報に接した場合は、直ちに書記官に相談していただきたい。
- ・ 当事者との対話中に予期しない形で秘匿情報や推知情報を漏らしてしまう危険性があるので、期日ごとに関係職種が確認し合い、推知情報については想像力を働かせ、万が一にも漏洩しないように連携していく必要がある。現時点では申立事例がない庁も多いが、申立事例を集積して今後の検討に活用する取組も有益であるので、参考にされたい。

第2 家事関係問題

協議問題3について

1 仙台家裁におけるウェブ調停の運用状況

仙台家裁では、令和4年10月17日から運用が始まり、現在では、毎月相当数のウェブ調停が実施されている。当事者が遠隔地に居住している場合はもちろん、DV事案において当事者の接触を避けるため、当事者の身体的理由により来庁が困難などの様々な事案において積極的に活用している状況である。ウェブ調停導入前は別階調停を行っていたDV事案では、申立人がウェブ調停を利用したことにより、裁判所で相手方に会うかもしれないという不安が払し

よくされた結果、安心感からか主体的な発言が出るようになった事案もあった。

2 ウェブ調停当日の留意事項

当事者入室前の準備としては、カメラの映り具合、マイクの音量、委員の手控えが映っていないかについての確認を行っている。当事者入室後は、本人確認が非常に重要であるため、代理人事務所で代理人弁護士と同席していたとしても免許証などを提示してもらい、しっかりと本人確認を行っている。その後、カメラを360度回してもらい、非公開性の確認を行っている。当事者に分かりやすく伝わるように、ゆっくり、はっきりと話すことを常に心掛けている。

実際にあった事例としては、何らかの不具合により接続ができず、電話会議に切り替えるということがあった。また、代理人弁護士が不慣れで、入退室に時間を要して、調停時間が長引いたことや、当事者本人と代理人弁護士が異なる場所にいるため、複数地点を接続したことによって、こちらも入退室に時間を要した結果、調停時間が長引いたことがある。

3 令和6年2月導入庁の準備状況

- ・月1回で操作体験会を行っていることに加え、調停委員実務研究会においてロールプレイを行った。弁護士会に向けた説明会も今後行う予定である。
- ・委員向けの説明会や模擬ウェブ調停を複数回行っている。
- ・ウェブ調停の流れが分かるフローチャート図を配布した。加えて、操作説明会を複数回行っており、実際に触ると分かりやすいという意見が出ている。

4 未導入庁から仙台家裁への質疑応答まとめ

- ・仙台家裁では現時点では画面共有機能を使用していない。
- ・背景をぼかす機能を使用した事例は把握していない。当事者にも画面をぼかす機能は使用しないように依頼している。
- ・広角カメラは毎回使用している訳ではない。通常はパソコン内蔵カメラを使用し、広角カメラは手控えの映り込みなどに配慮しながら使用している。
- ・代理人弁護士が就いていない事案でのウェブ調停は数件程度である。

- ・ロビー待機機能については、仙台家裁において現在は使用していないが、使用に向けて検討中である。

- ・当事者の入室は、ミーティング番号方式を採用している。画面上で当事者が鉢合わせするなどのトラブルになったことはない。

(参列員等のコメント)

- ・昨年の導入時においては、熱心に委員が研修に取り組んでもらったおかげもあり、これまで実施にあたって大きなトラブルはなかったと聞いている。もし操作などに不安があれば、遠慮なく職員にお知らせいただきたい。

- ・基本的に家裁調査官立会い事件は、子どもを巡る紛争が多く、DV、精神疾患を抱えた当事者などのいわゆる高葛藤事案が非常に多い。そのような中、対面、電話、ウェブといったメニューが増えることは当事者にとって非常に良いと考えている。委員からは、ウェブ調停の導入にあたり機械操作、情報漏洩、調停技法の特別なスキルが必要といった3つの不安の声があった。機器操作については裁判所としてもフォロー体制は整っているし、情報漏洩については調停開始時に本人確認とともに録音録画禁止の説明を丁寧に行っている。また、ウェブ調停では開始時の準備、終了時の確認を丁寧にしていただき、ゆっくり話す、分からないことを言葉で確認する等の配慮をしていただくことで、調停技法については特別なスキルが必要ではなく、基本的には通常の対面調停と同じように傾聴の姿勢で行っていただきたい。

- ・新しい道具への不安というものは当然ある。しかし、使ってみないと分からないため、とにかく習うより慣れろに尽きるのではないかと。敬遠するのではなく、積極的にウェブ調停を実施していただきたい。